

重要事項説明書

1. 事業の目的

疾患を持ちながらも、在宅で療養生活を続けたいと願う方々に、訪問看護ステーションの看護師が自宅を訪問し、その方に必要な援助を、主治医、本人家族、看護師と共に話し合いながら進めていきます。

医療と介護の両面から、その方にとって必要な援助計画を立案し、援助を進めていきます。

2. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

指定時事業所番号	22, 9007, 9
サービスの種類	訪問看護事業
事業所名	やすたけ訪問看護ステーション
所在地	久留米市安武町住吉 1766
サービスの提供地域	久留米市・大川市・柳川市・三潁郡・三養基郡

3. 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	合計	常務内容
管理者	1		1	総合的な指揮・監督
訪問看護師(正看)	3		3	業務支援
訪問看護師(准看)	1		1	業務支援

4. サービス提供時間帯

	営業曜日	営業時間帯
営業日	月曜日～土曜日	8:45 ～ 17:00
休業日	日・祝祭日、年末年始(12/30～1/3)及びお盆(8/13～8/15)	

5. サービス内容

(1) 日常生活の看護

- ・バイタルサインのチェック、一般状態の観察
- ・清潔について(入浴介助・洗髪)
- ・食生活の介助
- ・排泄の世話
- ・床ずれの予防

(2) 日常生活動作の訓練

- ・関節運動等
- ・歩行介助の方法
- ・移動の方法
- ・日常際かつ用具の使用

(3) 家族の相談

- ・介助の方法
- ・排泄に関する事
- ・家族の健康相談
- ・事故防止
- ・服薬指導

(4)その他

(

)

6. 利用料金及び徴収方法

(1)法律で定められた費用

・70歳以上の方：保険証、後期高齢者医療証に記載の通り

・70歳未満の方：健康保険料の負担割合

・障害者医療の方：医療証に記載の通り

* 公費医療証(精神障害、難病、等)をお持ちの場合はご提示下さい。

・基本療養費(Ⅰ) * 看護師または作業療法士による場合

①週3日目まで 30分以上の場合 5550円

②週3日目まで 30分未満の場合 4250円

③週4日目以降 30分以上の場合 6550円

④週4日目以降 30分未満の場合 5100円

* 准看護師による場合

①週3日目まで 30分以上の場合 5050円

②週3日目まで 30分未満の場合 3870円

③週4日目以降 30分以上の場合 6050円

④週4日目以降 30分未満の場合 4720円

・24時間対応体制加算 6800円

・複数名訪問看護加算

①所定額を算定する指定訪問看護を行う看護師 4500円
が他の看護師と同時に訪問する場合

②所定額を算定する指定訪問看護を行う看護師 3800円
が准看護師と同時に訪問看護を行う場合

・長時間訪問看護加算 5200円

・情報提供療養費Ⅰ 1500円

・管理療養費 月の初日 7670円
月の2日目以降 3000円

・訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ) 780円

※公費等の別により負担額は異なります。

(2)その他利用料

①規定時間(2時間)を超える訪問看護料 30分毎に1000円

②休日・営業時間以外の訪問料 30分毎に1000円

③交通費 ステーションから片道2km未満 無料
2～5km 200円
以降5km増す毎に右超過料金を加算 100円

(3)利用者のお支払い方法

利用料金、費用は訪問看護毎に計算し請求させていただきますので、現金によるお支払いをお願いいたします。

7. 訪問看護利用の中止、変更、追加

訪問看護中止や日時の変更、追加を希望される場合は、できるだけ早めにご連絡下さい。できる限り、ご希望に沿うように致しますが、他の方との訪問の都合上どうしてもご希望に沿えない場合もありますので、ご了承下さい。

8. 訪問看護の利用に関する注意事項

訪問看護にあたっては、担当の看護師が訪問いたします。訪問回数が多い場合は、訪問看護師が交替で訪問する場合があります。

訪問看護師の交替を希望される場合は、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情その他、交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して交替を申し出て下さい。契約者からは、特定の訪問看護師の指名は出来ません。

契約者は、サービス内容で定められたサービス以外の業務を依頼することは出来ません。

9. 訪問看護師の禁止事項

物品の授受

契約者以外の方への訪問看護行為

契約者や家族への宗教活動、政治活動、営利活動、迷惑行為など

10. 急変時の対応

当事業所は、24時間オンコール体制(電話による連絡体制)にあり、必要に応じて主治医、その他関係機関への連絡調整を行います。

緊急連絡先 080-8356-7351

11. 苦情の受付について

(1)苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談については、下記の窓口で受け付けます。

◎苦情受付担当 管理者 廣松 伸隆

◎受付時間 毎週 月～土 8:45～17:00

◎電話番号 (0942)26-2151 FAX (0942)27-4332

以上、指定訪問看護サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要説明事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

《事業者》

住所 久留米市安武町住吉 1766

事業者名 医療法人松岡会
やすたけ訪問看護ステーション

電話番号 (0942)26-2151

ファックス (0942)27-4332

代表者名 北原 清恵 印

担当者氏名

印

管理者氏名

印

私は、本書面に基づいて事業所から重要説明事項の説明を受け、指定訪問看護のサービスの提供開始に同意いたしました。

《ご利用者様》

住所

氏名

印

《利用者さま家族》

住所

氏名

印

※ご本人様の意思確認が困難な場合

住所

氏名

印